

第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画改定についての今回の協議内容 【令和7年度第1回審議会 6月6日（金）】

「第4次人権尊重のまちづくり総合推進計画」は、計画期間が令和3年（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間です。

人権を取りまく社会環境の変化や今日の課題を鑑み、また法制度の策定等への対応のため、計画策定後5年間が経過する令和7年度中に改定を行います。

1 今回の協議内容について

(1) 資料について

ア「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」の改定概要
(資料1、P5)

昨年度実施の市民意識調査結果から見える課題および前回の審議会での意見に基づき、課題と今後の検討の方向性についてまとめています。

イ 第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画の改定概要（新旧）
(資料1、P6～P44)

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」の改定概要（資料1、P5）の補助資料であり、第1回の審議会では、直接議論は、行いません。

(2) 審議箇所について

課題と今後の検討の方向性についてとりまとめています。
課題とこれに対応する関連する施策（枠箇所）について重点的にご意見をお伺いします。

2 計画改定の観点について

(1) 改定のため内容の骨子・構成の変更は行わない。ただし、昨年度実施の市民意識調査結果の数値の置き換えを行っています。

(2) 法制定等による施策の見直しがあるため、第4章の分野別施策の推進は、修正やご意見を反映します。

第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画 目次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
5 計画の体系	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	6
2 基本目標	6

第3章 基本施策の推進

1 人権教育・人権啓発の推進	8
2 相談・支援体制の充実	9
3 人権尊重を基調とする総合施策の推進	10

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題	11
2 女性の人権	13
3 子どもの人権	15
4 障害者の人権	17
5 高齢者の人権	19
6 外国人の人権	21
7 患者の人権	23
8 性的指向・性自認等	23
9 インターネットによる人権侵害	25
10 その他の人権	26

第5章 計画の総合的な推進

1 推進体制	28
2 関係機関・団体との連携	28
3 計画の進行管理	28

計画推進の目標値一覧	29
------------	----

用語の解説（文中に※印）	30
--------------	----